

情報共有システム（ＡＳＰ方式）運用要領（土木工事等）

（趣 旨）

第 1 条 本要領は、品川区が発注する土木工事およびこれに関連する委託（以下「土木工事等」という。）において、情報共有システム（ＡＳＰ方式）を利用するに当たり必要な事項を定めたものである。

（定 義）

第 2 条 「情報共有システム（ＡＳＰ方式）」とは、監督員および請負（受託）者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

（対 象）

第 3 条 情報共有システム（ＡＳＰ方式）の利用対象は、原則として、品川区が発注するすべての土木工事等とする。ただし、単価契約工事・委託および工期・履行期間が 1 か月未満の場合は対象外とすることができる。

（使用するシステム）

第 4 条 国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステムのうち、必須機能すべてに対応したシステム提供者の中から請負（受託）者が選択するものとする。

ただし、「コリンズファイルインポート機能」、「帳票スケジュールデータ連携機能」、「オンライン電子納品機能」、「3 次元データ等表示機能」は必須機能として扱わないものとする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、請負（受託）者とシステム提供者が直接行うものとする。

（積算の取扱い）

第 5 条 情報共有システム（ＡＳＰ方式）の利用に係る経費（登録料および使用料）は、「積算基準（土木工事等編）」（品川区）のとおり取り扱うものとする。

(電子納品に係る運用)

第 6 条 情報共有システム（A S P 方式）を利用した電子納品に係る運用については、「電子納品等運用ガイドライン（土木工事等）」（品川区）に基づき実施する。

(その他)

第 7 条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から起工する土木工事等に適用する。